

平成16年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

おはようございます。ただいまから平成16年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。なお、本日は、小島委員、櫻井委員、鈴木委員、大森委員から都合により欠席するという報告をいただいております。

では、開会に当たりまして、山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

早い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ促進基本計画の見直し作業に入りますのでよろしく申し上げます。

この見直し作業のために集中的に時間を確保するということを考えていたわけですが、いろいろな議題が出ております。したがって、それ以外のことも含めて御審議いただければと思っています。よろしく申し上げます。

事務局

それでは引き続き、山田会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

山田会長

それでは議事に入りたいと思います。議事が3つあります。一番目の促進基本計画の見直しを中心に進めてまいりますが、二つ目として、NPOと行政の協働マニュアルの策定についてということが出されております。それから、その他で二つほど事務局から御提案があるようですので、それも含めて進めていきたいと思います。

当初、皆様には正午までということで通知が行っていたかと思えます。この会議の開催にあたっては、午後3時頃までと話が出たようでございますが、通知がこうなっていますので、なるべく午前中で終わるような方向で進めていきたいと思えます。なお、議事もいくつかありますので、若干お昼に入るかも知れませんが、その点はお許しいただければと思えますがよろしいですか。では、なるべく午前中に終わるということで進めていきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

では、さっそく1の促進基本計画の見直しについて、事務局から御提案をお願いします。

菊地NPO活動促進室主任主査

NPO活動促進室の菊地です。今日は、民間非営利活動促進基本計画の第1章と第2章の見直しということで、御提案の内容等を踏まえまして、事務局側で見直し案を作成してみました。この見直し案につきまして、皆さんからいろいろ御意見、御提案等いただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

なお、資料につきましては、皆様のお手元に配付しておりますが、現行の基本計画の内容と見直し案を対照表とした資料1、それと、御提案のありました内容を一覧にしております。

まず資料2の二つの資料を使います。なお、この後の流れですが、今日は2章分について検討いただきたいので、まず初めに第1章について説明させていただき、皆さんから意見をもらう。その後、第2章という流れで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。初めに、第1章の基本計画策定の必要性という部分ですが、第1章につきましては、NPOが注目されてきた背景と基本計画策定の必要性と根拠とふたつの項目から構成されています。この表の左側の変更前というのが現行の基本計画で、右側が変更後の見直し案で、事務局で作成したものです。なお、備考欄につきましては、どういう理由でどういう点を変更したかということについて簡単に説明を書いています。

まず、第1章の1ですが、現行ではNPOの注目されてきた背景という項目立てをしていますが、現時点でだいぶNPOの活動も浸透しているということもあり、現行の注目されてきた背景を若干生かしながら、特定非営利活動促進法の施行に伴いましてNPO法人の設立認証も増えてきたこと、そういった中でNPOがいろいろな分野で独自の専門性や先駆性を生かしながら様々な活動を行ってきているということを追加しています。ただ、その活動の一方で、実際にはNPOについての理解不足とか、資金面とか活動場所などの諸々の課題を抱えているのも実際に見受けられるということで、これらの課題を解消していくということが今後の計画の中で必要だということもあり、タイトルをNPOを取り巻く情勢に置き換えたということです。その取り巻く情勢を踏まえた形で第1章を構成していくわけなんですけど、次の2の基本計画策定の必要性と根拠。これは、実際に基本計画がどういう必要性があって策定されたのかということは残すべきだと思いたしましたので、基本的な内容についてはそのまま残すべきかなと。ただ、策定時からだいぶ時間も経過していることから、条例等の内容を記している部分につきましては、現時点では記載しておく必要性が薄いのではないかと思います、その部分を削除しています。

次に、2ページ目の3ですが、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しの必要性という項目を新たに起こしています。これにつきましては、2で基本計画の策定の必要性を述べていますので、今回見直しをするに当たり、こういった必要性から行うのかを述べた方がいいのではないかと思います、新たに設けたものです。これにつきましては、小澤委員からの御提案もありましたので、それを踏まえて検討しました。

内容的には、1のNPOを取り巻く情勢と若干重複するところもあるんですが、県で平成15年度に実施したNPO活動実態・意向調査からも様々な課題が浮き彫りになっていること、基本計画第6章において、計画自体を5年を目途として内容を見直すこととなっていますので、それらを踏まえて、新たに生じた課題を解消していくために見直しが必要になったと記載しています。

第1章につきましては以上です。

山田会長

各章は、多少関連もありますが、一つ一つつめていった方がいいかと思っておりますので、まず第1章の見直し案について、御質問あるいは御意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

加藤委員

前もって意見を出しておけばいいのですが、遅れて申し訳ございません。本当はみんなでたくさんの意見を反映して作らなければならないのですが、市民からも意見をもらった方がいいのではないかと思うのですが、第1章の1で、取り巻く情勢で社会の変化を書いているのですが、官民関係が情報公開で変わってきたということが全然入っていないんですね。情報通信もあります。基本的に、社会が単純に高度化したとか変わってきたためにNPOが出てきたというのではなくて、官と民のそもそもの関係が情報公開制度により大きく変革されたということがあって、市民の活動が社会にきちんと制度として登場してくる根拠ができたからこそ大きくなってきている。そのことが全然書かれていないのは、非常にもったいないのでぜひ入れていただきたいと思います。

あとは、NPOのとらえ方というか、表現になってしまいますが、民間非営利活動団体という呼び名自体をやめてもらいたいというのが、私の大きな主張です。民間非営利組織あるいは民間非営利団体のことをNPOというように翻訳するので、民間非営利活動という活動を、存在しないものを条例でも作ってしまったという問題があるのですが、どう考えても特定非営利活動という市民による社会貢献活動を認知するために法が無理矢理作り出した枠組みをさらに引きずって、民間非営利活動という呼び方を一般化させてきている。民間非営利活動団体なのではなくて、民間非営利組織なんですね。活動は、市民活動や社会貢献活動なのであって、そのこの所がこの規定あるいは後ろの定義でも非常に混乱を結局はもたらしている大きな原因なのではないか。任意のNPO、つまり市民活動の団体も促進の対象とするということをして当然定義しているわけですから、特定非営利活動の17の分野に該当しないものも当然促進の対象になるということになるわけです。もともと12しかなかったものがなぜ17に広がったかということ、法が規定した枠を超えたものがあったということですし、それは広げるよう努力したということ。今でも入っていないものがあると考えるべきものですから、そのへんが法律で定めている特定非営利という一定の分野のことと我々がこの条例や基本計画で促進すべき宮城県のNPOの活動が、こういう定義だとかごちゃごちゃになってしまう。それがずっと気になっていたので、なんとか整理をした表現に改めていただきたいなと思っています。

山田会長

今の2点。情報公開に伴う官民関係とNPO等との活動の展開というあたり。それから、民間非営利活動団体という名称の付け方について考えるべきではないかという御提案がありました。いかがでしょうか。

大久保委員

今、加藤さんがおっしゃったように、一番最初のNPOの括弧で説明書き的に書いてあるわけですから、ここを私も民間非営利組織というふうに今までやってきておりますので、訳という意味で書くのであればそうしていただきたいと思います。

山田会長

2点目の日本語の表現ですね。民間非営利活動団体の表現については、修正の方向で検討していただきたいという御意見が出ましたが、そういう方向でよろしいですか。

何か事務局でこれに対して、あるいは先ほどの情報公開等との関連のことで、あるいは条例との関係で具合が悪いとかありますか。

青山NPO活動促進室長

情報公開の点についてはこちらも抜けておりましたので、考えたいと思います。今の民間非営利活動団体という言葉の使い方については、どうしても我々行政としては議員立法でお作りいただいた条例に、まず民間非営利活動というのが定義されていて、それは営利を目的とせず自発的に行う社会的・公益的な活動をいうと定義して、そういう活動を継続的に行う団体として民間非営利活動団体と定義しています。その同じ条例に民間非営利活動の促進のための計画としてこの基本計画を作りなさいということになっていることから計画があるわけなので、当然、自然に条例の付託を受けた計画ということによってこうなったという経緯なんですけど、民間非営利活動という言葉と団体という言葉が結びつくのがあまりよろしくないということなんでしょうか。

加藤委員

申し訳ないですが、条例を作る段階で私どもは強硬に反対をしたのですがこういう表現になってしまったということで、後に禍根を残したんじゃないかというふうに思っています。条例段階でもそういう表現をしてしまった。元の特定非営利活動促進法には、市民の自主的な、要するに社会貢献活動や社会活動を促進するために法人格を付与する手続として特定非営利活動という認知の仕方をするというトリックなんですね。ですから、あくまでそういうために、民間非営利活動というものを、現実に存在しているものは社会貢献活動や市民活動であっても、それを認知するために作った用語という仕様の仕方にどうしても限定するならば、そういう限定の仕方をしないと市民による自発的な社会貢献活動でないものでも非営利法人格を取得することはできるとなっていますので、基本的にはそこがどんどん拡張していくので、本来、何を促進するのかということが分からなくなっていくということと、ここに書いてあるような、労働組合や生協を含めたその他の幅広い、大きな意味でのNPOとの整合性、どこを促進するのかという整合性などが結局は曖昧になってしまうというのが一番の問題点なのではないかと思います。やはり、訳語として付ける場合は、活動がついているのはおかしい。全国でも、NPOの訳語として、NPOは特定非営利活動団体のことだとおっしゃる方がいっぱいいますが、それはめちゃくちゃになっていくと思っています。条例があるので、技術的に大変難しいということは分かるのですが、せめて計画では条例の限界を補完できるような書き方で、単に条例に書いてあるからそのとおりやればうまくいくというふうには考えないでもらいたいというのが私の意見です。

山田会長

もし、これに関して他に御意見がなければ、できれば条例は受け止めつつ、なおかつ、この促進計画が一体なにをすべきかというのはここで述べられるはずですので、今の御提案を受け止める方向で御検討いただければと思いますが、よろしいですか。

青山NPO活動促進室長

検討いたします。ただ、ちょっと思ったのが、我々の条例の民間非営利活動というのは、協同組合系のものも除外しない形で広い非営利の社会貢献活動全体を指している言葉なので、民間非営利活動団体という言葉を使った場合にNPO法人を彷彿させるかということには多少疑問を感じますが、御指摘も踏まえて、中で議論させていただきます。

山田会長

条例との関係を整理して、ここではこういう目的で、こういう名称で、こういう定義でということではできるとお思いますので、そういう方向で御検討いただければと思います。

他にこの第1章のところではどうですか。よろしければ、また後で戻ってということもしたいと思いますが、先に進みましょうか。それではお願いします。

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは続きまして、現行では基本計画策定の視点と書かれている部分で、3ページになります。

現行の基本計画策定の視点につきましては、導入部分である前文と、それを構成する項目として、1のNPOのとらえ方、2のNPOの社会的役割と可能性、3のNPOの課題や今後望まれること、最後に4の行政の課題や今後望まれることという4項目で構成されております。

今回、この第2章の見直しにあたりましては、3ページの備考の欄にも書いておりますが、今回は見直しを行うということになっておりますので、現行ではタイトルが基本計画策定の視点となっておりますが策定というところを削除しました。ただ単に、基本計画の視点ということでタイトルを変えています。

この導入部分の文章につきましては、基本的には、NPOが抱える課題の解決に向けて施策の効果的・効率的な運用の推進を図る必要があるということで、社会的なNPOの定義とか役割について改めて論点を整理したということで、前文を記載しています。

次に、1のNPOのとらえ方につきましては基本的なラインは変えておりません。ただ、一般的に、最近NGOという言葉を目にする機会も多いので、その部分を改めて盛り込んだというのが大きな変更点です。この部分につきましては、小澤委員からの御提案も踏まえて検討したものです。

次に、2)のNPOの特徴というところですが、これも現行のNPOの特徴のところは変えずに、大原則の部分ですが、非営利性と公益性をNPOの基本概念として追加しています。

3)の特定非営利活動法人につきましては、これは略と書いてはありますが、現行どおりということでお読みください。

続きまして、2のNPOの社会的役割と可能性というところですが、1)の公共の担い手としてのNPOについては現行どおりとしています。

2)の、現行では新たな協働の担い手としてのNPOとしていたところですが、ここについては項目名の、新たなをとり、協働のパートナーとしてのNPOと。計画策定時からだいぶ時間も経過しておりますので、新たな協働相手というよりは通常の協働相手ととらえていいのではないかとということで、タイトルを変更しております。また、5ページ目になりますが、2)の一番最後の段階で、「行政とこのような関係を築くには市民やNPO

自身も変化していくことが必要です」と記載されていますが、もう少し具体的に書いた方がいいのではないかとということで、「市民やNPO自らが積極的に行政と話し合いをするなど、行政とのつながりを作ることも必要です」と記載しました。なお、これにつきましても、小澤委員からの提案を考慮して検討しました。3)の結び手としてのNPOにつきましても、現行どおりとしています。

次に、3のNPOの課題や今後望まれることというところですが、こちらにつきましても1)から7)まで現行で示しています。私どもとしても、具体的にNPOの課題や今後望まれることというところをどこまで書いたらよいかということでちょっと難しいところもあったのですが、1)の「NPOに不足するもの」から6)の「経営能力(マネジメント)」までについては、現行の基本計画通りで良いのではないかと思います。略としています。ただ、7)の「NPO活動の評価」というところについては、現行の部分を生かしながら、確かにNPOについては市民により評価されることが望ましいと考えられると現行で謳っていますが、その評価の実施に当たり、評価手法とか、評価結果を具体的に目的とか使命を達成するに当たりどのように活用していくかということについても検討していく必要があるのではないかとということで盛り込んでいます。

最後に、4の「行政の課題や今後望まれること」の部分ですが、まず1)の「NPOについての理解の促進」という部分ですが、現行を生かした部分があり、県や市町村の職員が十分に理解しているとはまだ言えないでしょう。そういったところもあるので、今後NPOの理解を十分に進めていくことが必要ではないかということで、7ページ目の2段落目になるのですが、実際に、行政がNPOを理解することはNPO活動の支援・促進とか、パートナーシップ運営を図る上でも重要なことから、基本的理解を引き続き促進するとともに、個々のNPOとの意見交換などを実施して相互理解を深めていくことが必要ではないかと記載しました。なお、この部分で、「個々のNPOとの意見交換」という文言がありますが、意見交換会というものを開かなくても自由に意見交換ができるようになれば、より理解の促進というものが図られていくのではないかとこのように考えましたので、そういう意味での意見交換と捉えていただきたいと思います。

続きまして、2)の「市民やNPOの参加と情報公開」につきましても、現行どおりとしました。

3)ですが、現行の基本計画では、「参加のための仕組みの整備」と題していますが、ここについてもう少し具体的に書いた方がいいのではないかと思います。見直し案では、「協働の確立のための仕組みの整備」とタイトルを変更しています。基本的には、NPOが行政の様々な政策プロセスに参加するという点については、市民参加の機会を広げて、ニーズの把握とか、施策の実施方法について多角的な検討を可能とすることから、それは非常に大事なことだということを述べています。また、情勢の流れといいますか、地方自治法の一部改正による指定管理者制度が導入されたとか、または県として、NPOの業務委託発注に関するガイドラインを策定しました。また、NPOと職員の意見交換会の開催等も行ってきております。そういったことも踏まえ、基本的には、参画のための仕組みは徐々に整備され始めてきてはいるのかなと思います。今後、県や市町村がNPOとの協働の確立のための整備を行うことは必要だろうということから、ここに文章を盛り込んだものです。もう一つ付け加えたのが、今までだと、業務委託とか協働実績ということで、どちらかというと実績数というものが注目されていた部分もあるかと思うのですが、やはり、数をこ

なすだけではなくて、NPOと行政双方がお互いに理解しあって共通の認識を持てるようにするなど、協働の質的側面を高めていく必要があるのではないかとすることを3)で記載しています。

次に、現行では4)の「行政の外郭団体の見直し」につきましては、県としても、行政として必ず外郭団体の見直しは求められている部分ですので、現行の基本計画を策定した時点では確かに大事だったと思うのですが、当時と比較し、これを計画として現時点で謳う必要性を考慮しまして、今回削除してはどうかという提案です。

次に、最後のページ、8ページになります。8ページの、現行では「それぞれのNPOの状況にあった支援」というところですが、これについては、見直し案では順番が繰り上がり、4)となります。基本的には、それぞれのNPOの状況にあった支援は確かに必要だということを盛り込んでいます。

県としても、基本計画策定後に、NPO活動の支援として、県税の課税免除に関する条例の制定とか夢ファンドといった活動資金の助成制度の運用など、いろいろと施策を講じてきているということを書いていますが、ただ、冒頭で見直しの必要性とか、取り巻く情勢のところでもお話ししましたとおり、実際にいろいろな問題を抱えているNPOがいるということから、そういった個々のNPOが抱える課題に対して支援をしていくということとはやはり必要ということで、多少文面は変えていますが、基本ラインとしてはそれぞれの状況にあった支援ということで項目を残しております。

最後に、現行での6)、「資金的に支える社会的な仕組みの整備」というところですが、実際には、見直し案の4)、ここでそれぞれのNPOの状況にあった支援というふうに記載していますので、具体的な施策レベルの支援であれば4)に盛り込んでいいのではないかと思います、現行の6)は4)に統合した形になっております。それで、追加で5)として、「NPOを支える社会的な仕組みの整備」というものをあげました。4)は、個々の施策レベルの支援の必要性を記載しているつもりですが、5)では、4)で述べている以外の部分の支援の必要性というものを、要は、NPOの活動を支援する環境整備というものがやはり大事ではないかということで、5)に盛り込んだものです。やはりNPOの活動については、行政だけでなく、社会全体で支えていくことが重要であろうということで、例えば、夢ファンドの運用資金もそうですが、自主的・自発的な活動を行うNPOを支援するための資金というものが、企業とか市民からの自発的な寄附によりまかなわれるような、資金が集まるような仕組みづくりとか、そういった環境整備について、行政としても何らかの働きかけをしていくことも重要ではないかということで、新たに5)を作ったものです。

第2章につきましては以上です。

山田会長

ありがとうございました。それでは、3ページから始まりますこの第2章。新しい名称では基本計画の視点ということになっていますが、ここについて、御意見をいただきたいと思えます。

加藤委員

4ページの特定非営利活動法人の中の説明で、(NPO法人)と書いていますが、基本

的に、これには通称とつけていただいた方がいいなと。そうすると、1ページのNPOの中での認証を受けているというのが増えているというところにNPO法人と書くのはやめて、特定非営利活動法人と書いた方がいいし、通称は通称ということで分けた方がいいです。

大事なのは2番目の、「NPOの社会的役割と可能性」のところですか。これは3つ書いてありまして、2と3は分かるんですが、1の「公共の担い手としてのNPO」というのはよく言われるのですが、この言われ方が非常に一般化してまして、行政の方も常套句のようにお使いになるのですが、中で考えておられることのほとんどは、今まで行政が背負っていたお荷物の一部を担ってくれる人達が登場したというふうに理解するんですね。この書き方だと。基本的に全部そうになってしまう。そうではなくて、行政が公共というものを担保しているものは、法と制度によって擬勢的に担保されてるだけなのであって、先見的に行政機関が公共性を持っているわけではない。その根拠は、複数の市民が集まり、社会的事象を行う行為の中に公共性が生まれてくるのであって、そちらが原点。それが登場してきているということであって、その手順がこの話だと逆に聞こえるわけです。ですから、ちょっと公共性を担うということを官だけがするものではないというのが現実にはそういうことを通っていくと思うのですが、そういう誤解が生まれるような表現に現実になっているので、何とか表現を工夫して欲しいということと、もう一つは、「NPOの社会的役割と可能性」の中で言えば、さらにこの一つ前に、公共性を担う前に、そもそも公共性は担うものじゃなくて、市民が集まると公共性が生まれるものです。そこが大きな違いだと思っているのですが、その前に独立した市民のセクターが社会の中に存在することで、企業セクターや行政セクターと違う、つまり、それだけで運営される社会ではない、公正な社会を作ることができるというのが大前提にあって初めて2番目にこの話があるという流れを作っていたらいいかなというふうに思います。

その次に、3番で、「NPOの課題や今後望まれること」、NPOに不足するものという話を書いてありまして、基本的にNPOの内部的な能力問題とか不足していることが書いてある。その次に、行政の課題とくるのですが、私はNPOの個々の不足するものを書く前に、この日本の社会環境の中でNPOが成長していくのに不足しているものを先にきちんと書き、その次にNPOの内部的な問題を書き、それに対処するのにどうすべきかという時にNPO側と行政側、社会側がどう対処すべきかというふうにロジックを全体で直した方がいいのではないかと思います。

それで、一番最後に、社会環境のことが8ページの5で出てきましたが、このことが実は日本社会の環境の中で非常に重要なことで、それを重要なことだからこそ解決するために行政課題が出現するわけです。先に行政課題が来るのではない。皆さんの課題というのは、社会に課題があるから行政がそれを課題として認知し政策化していくわけですから、社会課題が書いていないまま行政課題が出てくるという流れが行政の方に誤解を与えている気がします。社会環境問題なんです。先にNPOの問題だけがこのように出てくると、NPOは弱いから助けなければいけないとなるんです。そうではなくて、社会の未成熟を先にきちんと出していただいて、その結果、NPOにこれだけの不足があるんだということと言わないと、理解が正反対になってしまう。これは、文脈の流れが悪いと思います。

行政の課題のところでは、情報の公開とかも環境整備と関係がありますが、これは具体的なことなのでここに書くことではないと思いますが、県に報告されている情報公開で出

されている事業報告書を140ほどコピーさせていただいて見ているのですが、事業報告書が1ページしかないという団体、要するに、タイトルと数字と日付だけが書いてあるという事業報告書の団体が3分の1か4割近いです。何月何日に何をして何人来たということしか書いていない。これが情報公開だというのは大いに間違いだと私は思っています。その原因は、県庁が見本を示すからなんですね。モデルの紙を1枚見せるから。あれさえやめていただければ、みんなは事業報告書というものをどう書くべきかを学ぶわけですが、県庁がやっているとおりに出す。大きな間違いだと私は思いますので、情報公開を促進するとかこういうことを言うののいちばん元には、本当はそういうことを書いていかないといけないのではないかと。それが市民を変えることになると思います。外郭団体の見直しは、今までやって、本当に成果が上がっているということがそちらで証明できるのなら、そのまま削除していただいてもいいと思いますし、今、取組中のことであるならば、私は縦割りで外郭団体の見直しをしている部局があるからここでは書かないという考えではなくて、こちらの部局でも、市民活動の活動の促進という視点から外郭団体の問題について常に意識を払い、情報を収集し、NPOとの間で共闘していくということが当然謳われるべきだと思いますので、本当に宮城県の外郭団体改革が終わったというのであれば削除していただけて結構です。

最後が、8ページの4と5の行政側の取組のところですが、抜けているのは各部局の施策との連動性なんです。NPO促進室だけでNPOの促進はできないわけで、各部局で個々の事業を行う中での協働の促進や、あるいはNPO活動の促進、市民活動との連携ということをしていかないと謳うかというのがこの基本計画になければ、連動性がなければ、促進室の仕事が定義されないと私は思いますので、そこをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

山田会長

たくさんありましたが、最初にNPOのとらえ方が、独立した市民セクターを構築していく上でのNPOの役割についてももう少し基本的な確認をとというのがあって、二つ目には、社会的な問題を解決していくための担い手としてのNPO・行政というそれぞれの在り方を提示した上で、NPOに望まれること、それから行政に望まれることという書き方をすべきだということが大きなところだと思います。そういった意味では、少し全体の構成を眺め直す必要があるのではないかとということ。後は、情報公開に対する考え方であるとか、あるいはNPO活動の評価に対する御意見がありました。それから、外郭団体の件が削除されているわけですが、やはり、今やられているというだけではなくて、どういう状況にあるのでどうだということがここで表現されるかどうかは別として、やはり触れた上で、あるいは評価した上で、削除なりをしていく必要があるのではないかとということ。いくつかが抜けているかもしれませんが、最後は、これは環境生活部だけではなくて、宮城県庁全体としてNPOの推進をどうはかっていくために、他の部局との関係、在り方を基本方針のところ述べておくべきではないかという御意見だと思います。抜けてる部分もあるかと思いますが、表現のまずいところもあるかと思いますが、これに対して皆さんのほうで関連することがたくさんあると思いますが、お願いします。

大久保委員

今、加藤さんが言われた中で二つほど私もそう思うのがあります。一つは順序ですね。なぜかという、NPOが弱いから支援するという形のものが、逆に、NPOは好きでやっているんだからなぜ行政が応援しなければならないのだという論も聞こえてきます。そうではなくて、それなりの仕組みの中でこのNPOが出てきた背景があるわけですから、そこをまず踏まえて、それでNPOと協働する必要があるということをとらえてもらわないと、なぜNPOに税金を使ってそこまでやるのかというところがやはり行政の方々には分かってもらえないということが一つあります。

それからもう一つ、各部局の連携というところはまさしくそうです。NPOに関するいろんな施策はいろんな部局でそれぞれに展開されていまして、バラバラな部分がたくさんあります。それで、同じようなものをどうして連携しないのかなというところがいくつも出ています。そういったところが、どこかで連携する機関があるのかないのかちょっと分かりませんが、多分ないと思いますので、そういった連携の在り方がないと、この後、なかなかまとまった形での動きが難しいのではないかと思います。

それから、NPOについての評価がNPO活動の評価というところから出てきているのですが、実は行政の方だって同じではないかと。協働のことをやっていくにあたって、その振り返りがないと、ただないというだけの話になってしまって、それをどうこの1年間NPOと協働してきたのかという振り返りをする部分が必要なのではないのかなと思います。

山田会長

先ほどの加藤さんの2点の御発言に対する補足と、協働に対する行政自体の自己評価といったこと。自己評価以外の在り方もあると思いますけれども、評価についてもふれていくべきではないかというあたりの追加をいただいたかと思います。

どうでしょう。こちらへんで、事務局側で、今の御提案・御意見に対して何かありませんか。今の御提案は、第2章の構成自体を少し見直すべきではないかということで、若干作業が伴うと思いますがいかがでしょうか。

菊地環境生活部NPO活動促進室主任主査

今、皆様からいろいろ意見がありましたので、事務局側としてはそれを踏まえて再度、構成の部分を含めて検討をしてみたいと思います。

山田会長

今の話は、実は行政ではなかなか書けない部分があって、本当は私たちが一緒に書いていかないとということなんです、それを、私を含めてさぼっていました。やはり、行政からはなかなか意識が届かない側面もありますし、書きづらいところもあるかと思うので、作業の仕方も含めて検討が必要かと思います。

青山NPO活動促進室長

会長がおっしゃられたとおりの趣旨のことを正直申し上げようかなと思っていましたが、確かにそれぞれ貴重な御意見なので整理はしたいと思います。確かに構成という意味ではすごく大きな話で、加藤委員の御指摘の、NPOの課題の前に日本社会に未成熟があ

ってNPO活動の重要性が出てくるんだということについては、そのとおりだと思います。こちら社会的背景は第1章の初めで少し触れているだけなんですけど、委員の皆さんから、NPO活動がこうやって必要となっている社会的背景を皆さんの側からどうとらえているのか、ぜひ御意見をお聞きしておきたいなと思います。それを踏まえて、ことちらも書けるかと思います。

公共の担い手の部分についてですが、もともと行政の専権だという考えではなくて、もともと社会の中に公共があるという部分だと思うのですが、そのへんをもう少し、こういう表現がいいのではというような御提案があれば、ぜひいただきたいと思います。

山田会長

先ほどの加藤さんの話について、特に前段の2点についてかなり論理的にお話しいただいたと思いますので、少し事務局の方で整理して原案を作ってください、これに関してはぜひ皆さんもしっかりと筆をとって検討していただければと思いますので、そのプロセスを用意願います。

藤田副会長

構成を変えるにあたって、加藤委員と大久保委員の発言だけではどうかなというところもあるかと思いましたので、私もちょっと発言をさせていただきたいと思います。

やはりNPOというのは、地域の課題に気がついて、生活者の視点で見て行く中で必要性があって生まれたと思います。本来、私たちは、公共的なことをやりたいとは思っていなかったと思うんです。自分たちがやりたいなということ、楽しめるようなことを始めたんだけど、自分の住んでいる地域を見つめてみると、あれが足りないこれが足りない。それに気がついて、自然と活動をしていったという流れがあると思います。最初から公共的な活動をしようと思ったわけではない。やはり社会の中で、いたらない部分があって必要で生まれてきた。そこらへんを書きさせていただきたいと思いますので、これはぜひ、構成の段階からだいぶ変更になると思いますが、これを機会にぜひ、いいものに仕上げさせていただきたいと思います。

山田会長

生活者の視点から広がるという側面、そういった部分も大事にすべきではないか。そういった意味では、NPOの多様なとらえ方、あるいは、多様な支援促進のところに展開していくかと思います。そういった視点を入れていくべきではないかという御意見でしたので、よろしくをお願いします。

木村委員

実は、明後日に石巻市でNPOのお祭りを駅前の広場で開催させていただくのですが、実行委員長をさせていただく中で、何回か説明会や、29の団体に今回参加していただくのですがその団体さんとの交流や懇談をする機会がありました。その中で、それぞれの団体がそこまで考えて、要はここに盛り込んである、先ほど副会長もお話されていたのですが、考えての公共の担い手という部分で、本当に使命感を持ってやっていらっしゃる団体ばかりではないなと改めて実感しています。そういう中でのNPOの力の差というか、格

差というか、いろんなところがあるということをもう少し踏まえた上で、8ページの4の「それぞれのNPOの状況にあった支援」というところがあるのですが、そこをもう少し広げて書いていただけないかなと思ひ、意見させていただきました。

今回、例えば、石巻や古川もそうですが、広域合併ということで、新市のまちづくり計画というのがどんどん進んでいるのですが、その計画にも本当であれば、県から強い御指導をいただいて大いに盛り込んでいただきたいところなんです。一応、我々はそういう意見はさせていただいているのですが、県職員さんよりもさらに市・町職員さんはなかなかNPOの活動支援という部分の意味合いをとらえていただけないところがありまして、そのへんをぜひ県の計画に盛り込んでいただくことによって、その地域の格差とかNPOの実状にあった計画を各市や町の行政にも下ろしていただけないかと思うので、その所をもう少し膨らませて書いていただけないかなと思っています。やはり、新しい地域の枠組みで、今度石巻ではプラス6町の市町村合併なんですけど、6町でもすごい格差がありまして、NPO支援という文面一つをとっても意見の調整がものすごく難しい状況になっていますので、そのへんをうまく、地域の状況にあったとか、地域間格差をなくすとか、そういう行政の支援の仕方とかパートナーシップの在り方をもうちょっとだけ盛り込んでいただければありがたいかなと思います。以上です。

山田会長

地域の状況あるいはNPOの多様性を踏まえた内容を御検討いただけないかということですが、これも当然、本来のNPOの有り様との矛盾はもちろんまずいわけで、そのへんのバランスを踏まえて検討していただく必要があるかと思ひます。各地域におけるNPOの促進は大きな課題だと思ひますので、ここでもう少し踏み込んで表現していただいたらどうかということですよ。

加藤委員

木村さんにおっしゃっていただいたことで、NPOの今後望まれることも含めてこういう意味での責任とか、使命とか明確化とか書いてあるのを一般に読まれると、よほどちゃんとしていないとNPOと言っちゃいけないのねという話にいくんですよ。私はそんなことは考えたことがなくても、地域で人々が集まって、これはおかしいよねってわいわいやること自体から公共が生まれるわけで、公共を担うぞと言って登場してくるわけではないんですよ。そこのところがイメージとして、藤田さんもおっしゃったように、その前段がないために、これは特別なものであり、今までのそういう活動とは別に、しっかりしていなければNPOと言ってもらえないとか関係できないとなりやすいんですよ。そこは、連続性のあるようにして、木村さんがおっしゃったようなことに繋がっていけばいいと思ひます。

山田会長

ありがとうございました。この2章は、この計画の精神的な部分で非常に大事なところだと思ひますので、もう少し時間をかけて検討していくという方向でいいと思ひますので、もう一度ぜひ、今度は皆さんの手も加わった形で進めていきたいと思ひます。

木村委員

今の話に関連してなんですが、加藤さんにフォローしていただいたのですが、結局そこなんです。NPOの資金調達のコンペとかの審査員をさせていただいても、もっと地場な活動であり、だからといってその人たちが公共の担い手という意識はほとんどなくて、ボランティアという意識でもなくて、好きでやっているんだからというようなところに戻ってくるんです。それをあまり、例えば3ページの「NPOのとらえ方」のところで行くと、市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体をとらえとあるんですが、そのとおりなんですが、これをそれとイコールにして考えていくと、多分石巻あたりでもこの団体と結びつくのは一つや二つかなという感じになってしまうんですね。ですから、その言葉遣いは基本計画なのでこのままでいいと思うんですが、そこに何かフォローできるような言葉があれば大変ありがたいなと。例えば、お母さんたちが集まって、自発的に託児とか、それからお母さんたちの意識を変えるためのいろんな集まりから発展して、今は大きな組織となってママネットというような形でやってらっしゃるところとかが結構あるんです。そういうところを、私たちももしかしてNPOなの？というふうに結びつけられるような言葉、我々も自分たちの町で伝えていく使命はあるんですけども、何か言葉遣いの中で入れられたらなと。だからといって、今出てこないのですが、お願いできればと思いました。

加藤委員

NGOの定義が間違っていると思います。似た言葉で非政府組織NGOがありますが、これは国際協力などの国境を越えた活動を行っている民間の非営利団体のことと。ここで、非営利活動団体と書いてないところがまた面白いのですが。内容はNPOと同じと。内容はNPOと同じなんですが、基本的には国連用語で始まって、環境団体でもヨハネスブルクに行けばNGOと呼ばれるし、自分はNGOと自称するし、私たちや皆さんとの関係においてはNGOと自称するわけです。A'SNGOなどというわけですから。それは、国際協力などの国境を越えたといってしまうと、国連の定義も別に国境を越えろと書いていない。あくまで、政府機関とは別に設立されたと小澤さんから意見書でも出していただいていることが中心なので、ちょっとこの定義だと誤解を生じると思います。

山田会長

このNGOの表現についてはもう少し正確にということが一つと、それから、先ほど木村さんが言われたのは、これは促進計画ですから促進のとらえ方をこの中で表現していく必要があるなと私も思いますので、よろしくお願いします。

藤田委員

同じくこの3ページの「NPOのとらえ方」のところなんですが、つくづく難しいなと思いますのは、ここである程度整理してNPOとはと書いていますので、やはりこの宮城県でNPOとか市民活動団体、ボランティア団体をどうとらえていくのかを出して欲しいんですね。「NPOやボランティア団体等」と、同じことを書いているのがよくあるんですね。ですから、この際、宮城県としてはNPOをどうとらえているのか、そしてこれを太字か何かで出していただければと思います。いかがでしょうか。御検討ください。

山田会長

各部局なりで結構まちまちなところがあるので、やはりここでは教科書的なものを示すべきだということもありますが、もう一つ、宮城県としてNPOをどうとらえるかという主体的な解釈があるべきではないかということですが、いかがでしょうか。

藤田副会長

この認識が広まっていくといいなと思います。NPOというと、NPO法人も入るしボランティア団体も入るし、全部入るわけですね。ですから、より具体的に名前を出したい時にはNPOという名前を使わないで、NPO法人やボランティア団体、あるいは市民活動団体という使い方をすべきではないかなと思うんです。ですから、みんなが共通の認識を持つようになればいいなと思います。

渡邊環境生活部次長

改正ということで、基本計画を作る時もNPOの皆さんの御意見をいただいてできたということを伺っているのですが、構成自体から直してしまっているのかという躊躇もありまして、今回かなり最小限の手を入れた形で提示させていただいております。NPOは提言性、作業性が命だと私は思っていますが、残念ながら、お二人の委員さんからしかペーパーをいただけていないので、こういう原案になっております。今日、たくさん御意見をいただきましたので、それを入れ込んで直させていただきたいと思いますが、一点、非常に私としても苦慮するところは、NPOの定義です。民間非営利組織と私もよそで講義をする時は訳しておりますけれども、先ほど室長が説明申し上げたように条例上このような定義になっておりますし、この条例は非常に広義のNPOを対象としております。基本計画では、その中で、特定非営利活動法人と任意団体、ボランティア団体というものを主に対象とするというふうに、かなり限定的にお作りいただいております。今、藤田委員が強調して書いたらどうですかというのはまさにその部分で、このままでいいんですねということも私も皆さんに確認をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

山田会長

最初の計画であり不十分な側面もありますので、必ずしもそのまま引きずる必要はないと思いますし、時代とともに理解の進展とともに変えていかなければならないところはどんどん変えていくべきだと思います。そして、根本的な精神については、今皆さんにお出しいただいていることに決して矛盾していないと思いますので、良い方向に向けてどんどん変えていった方が良くと思いますのでよろしく申し上げます。

加藤委員

条例の件ですが、幅広い意味でのNPOの促進の条例だと、今、渡邊次長から話がありましたが、読むとそうなるんですが、そもそも作る動機がそうではないわけです。国が特定非営利活動促進法を作り、それに対応して市民活動や市民による小さな社会貢献活動を促進するということが狙いであってあの法律づくりをして、どんなに頑張っても文面を直してくれないのであのようになったんですね。ですから、そもそも条例自体がこの定義で

いう、小澤さんがいるから生協を促進しないとやっているわけではないのですが、条例で促進するといって何の事業も一切やらないと言っている変な条例ではないです。そうではなくて、あえてその部分を特定して市民による社会貢献的な活動や自発的な市民活動を促進するためにここでこの基本計画であって指定しているのは、条例自体がそもそもの趣旨がそうだから。一般論としてNPOはこういうものであるというのは当然ですが、条例の趣旨そのものが設立、条例を作る動機そのものが、当然そこにあるわけです。国の法律と連動しているし。それを全然別に、非常に幅広いNPOを促進しなければいけない条例を作ったということはありません。それは僕は訂正した方がいいと思うし、ちょっと認識を変えた方がいいと思います。

大久保委員

第1章の1に書いてあるNPOの次のところにくる意味では、訳的なことの位置づけからいうと、民間非営利組織と書いて普通ではないかなと思うんですね。宮城県がそうとらえているというところではこのような書き方でいいのかもしれませんが、訳的な使い方をする分については、できたら民間非営利組織というふうにとらえてもらった方がいいと思います。

それから、さっき藤田さんがおっしゃったことは本当にそのとおりで、NPOはいわゆる話し手のNPOとっている言葉の範囲がどこかを確認しないと、どこかに話が飛んでいってしまうような部分がよくあります。NPOというのはどういうことでありと一般論を書いてあって、その後にはやはりこの計画が広い分野の中のどの部分を対象としているんだよときっちり強調できたような書きの方が分かってもらえると思います。NPOプラザを利用する方々にとっても、NPOというとらえ方は皆まちまちで、ここもやはり、プラザというのはこの基本計画の元に展開されていくものであるかなと思いますと、この特定非営利活動法人、任意の市民活動団体やボランティア団体、この方々を対象とする位置づけが、どうもNPOということに対して展開されていく形になりますので、そのへんのとらえ方をもう少しはっきり出すような書き方をしていただきたいというふうに思います。

山田会長

前段の方は、先ほどもお話しが出ましたように、条例は条例としてここでとりうる適正な表現を取れる範囲で検討していくということをお願いしたいと思いますし、それから後段の話はやはり策定主体の解釈というか、意思、意図そういったものをもう少し記述していただきたいということだと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど次長さんからもお話しがありましたように、私も委員ももう少し積極的にこの作業に関わるというつもりでおりましたところ、つつい忙しさにかまけてこういうことになってしまっていて、私自身反省しております。2章を受けて1章も変わると思いますので、ここらへんの書き直しにあたりましては、ぜひ皆さんも積極的に記述の側面でも御提案をいただくということをお願いしたいと思います。

ということで、1章と2章についての御意見の御提示はだいたいよろしいですか。あとはこれをどういう段取りで作業していくかということをお願いしたいと思います。今、事務局の方で何か案はありますか。

青山NPO活動促進室長

今、いろいろと御意見をいただいて、こちらもそれをかみ砕こうとは思っているのですが、正直に申し上げて大変高度な議論も含まれていますので、できれば今日皆さんがおっしゃったことなどやそれ以外でも構いませんので、ペーパーなどでいただけたらなおありがたいと思いますがいかがでしょうか。それをいただきながら、今日の議論とそのいただいたペーパーで修正作業をして再度お示しするという形を取ればベターかなと思います。

山田会長

記録をとっていただいていると思いますので、そこで読みとれる部分についてはそれで作業をしていただくと。ただ、その中で委員の皆さんが、この点は説明不足であったというのにお気づきであれば、補足とか確認とかいう意味でもペーパーで出していただくと。基本的にはそれを元に一度、かなり大きく変わる部分があると思いますので、形にさせていただいて、今度はそれに対して具体的な委員の皆さんの御意見とか作業をする過程を盛り込むということはいかがでしょうか。それくらいしかしょうがないですね。また集まってというわけにも行かないとすれば。

青山NPO活動促進室長

そうですね。次回以降は5章などを計画的に見直しをやっていきますので、このことだけをもう一回というのは時間的に厳しいので、先生がおっしゃったような意見をいただきながらこちらから直して、それをまたお示ししてメールや郵送等でやりとりするという方が効率的だと思っていますので、よろしくお願いします。

青山NPO活動促進室長

はい。分かりました。他の方もメールさせていただいた方がよろしいですか。

山田会長

その方が作業しやすいですね。

青山NPO活動促進室長

では、電子媒体で送るようにいたします。

藤田副会長

私も先ほどから委員としての役目を果たしていなかったなとすごく反省しているんですけど、実は皆さんもそうだと思いますが、つい忙しくて1ヶ月前のことを忘れてしまっているんですね。それで、途中で日程の御案内がきますよね。その時に、こういうことを検討していただいていますでしょうかというような、宿題をもう一度言うてくださると思いますので、本当に申し訳ございませんがそのような形でお知らせしていただければありがたいと思います。

青山NPO活動促進室長

分かりました。督促や注意喚起はさせていただきます。では、皆さんのメールアドレスをお聞きしたいと思いますので、今、紙を回します。

菊地NPO活動促進室主任主査

すみません。私の方で、提案シートにメールアドレスを書いておけば良かったのですが、それがなかったものですからメールのやりとりができなくて大変申し訳ございませんでした。

それで、資料の順番が逆になってしまうのですが、実は皆様にお渡ししている中で、協働マニュアルの関係を議事に載せておりますが、資料6というものがあり、こちらに同じように協働マニュアルの提案シートというものがあるのですが、そこにNPO室のメールアドレスが記載されていますので、お手数かけますが、皆さんにはこちらのメールアドレスにメールをいただき、それに返信していくという形でやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山田会長

皆さんに一度メールを入れていただく。

菊地NPO活動促進室主任主査

室の代表アドレスですので、こちらに入れていただければ間違いありません。

山田会長

なるべくメールを使う。督促いただければ。では、そういうことで。この1章と2章の修正と5章の作業についても同じだと思いますので、そのような要領で改訂作業に入りたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、この最初の基本計画の見直しについてはとりあえずここで終わらせていただきまして、2のNPOと行政の協働マニュアルの策定についてという新しい議題がありますので、これについて事務局から御提案をいただきたいと思います。

宮島NPO活動促進室主事

今回マニュアルの作成を担当しております活動促進室の宮島と申します。よろしく願います。

最初に、今回のマニュアル作成の趣旨を御説明します。最近になって、NPOの活動が社会的にもかなり広く認知され、NPOと行政の協働といったことが様々な形で出てきてはいるのですが、その中で、NPOに関する知識がないことから、いろいろな問題や誤解が生じているケースも少なくないと思われます。そこで、私が昨年1年間NPO活動促進室で仕事をしていたのですが、その前の自分もそうだったのですが、各課からNPOの基本的事項に関する照会がまだかなり多かったということもありました。それから、昨年度にNPOの皆さんを対象に実施した意向調査の中でも、行政の取り組むべきことということで、行政の理解がまだまだ少ないという意見が一位を占めておりました。それで、NPOとか協働、パートナーシップという言葉だけがなんとなく一人歩きをして、実際にNP

〇を理解していない職員もまだまだ多数いるのも現実だと思います。相手のことを知らなければ本当の意味で協働も進まないという話もあり、今回このマニュアルについてはNPOと接する機会が少ない部署に配属している職員も含めた宮城県の全職員を対象として、NPOの本当の基礎知識で今さらというところもありますが、その部分の普及を目的に構成を考えて作成しています。これまでも職員研修は何度か行っていますが、その都度研修資料を調整しており、内容についても統一されたものではなく、バラバラでした。すべての研修内容が統一される必要はないと思うのですが、基本の部分については一つにし、NPOについてのとっかかりが集約されたものがある方が、意識や知識の共有化といった点でも有効だと思います。ですので、内容については、これだけは行政職員として最低おさえておくべき事項に限定して、誰もが読めて、活用できて、なおかつ消化不良をあまり起こさないようなハンディなものを想定しています。

具体的には、事務局案としてお配りしています資料5を御覧いただきたいのですが、ここで構成自体に御意見があるかとは思いますが、内容としてはNPOの基本的なこと、それから宮城県のNPOの事情、宮城県の施策、それからもう少し踏み込んだ段階で、NPOと協働していくことの必要性等を盛り込みたいと考えています。このマニュアルですが、作成した後、作って終わりというパターンがなきにしもあらず多いことありますが、このマニュアルを作り、NPOの基礎知識の普及を第一の目的としていますので、定期的な実施していく新任職員研修とか、県の職員になると公務研修所で研修会をするのですが、そういったところで開催される職員研修等において、幅広く職員全員がNPOを知るための手引き書として活用することを考えています。こういったマニュアルですが、県庁各部署においても様々な分野でいろいろなものに関するものが作成されていて、その全てについて内容を把握している職員はまずいないと思います。ただ、いざ必要になった時に、その存在を知っているかどうかというだけでも、今後効率的に仕事をしていく上でも重要なことだと思います。このマニュアルで基本的なNPOに関する知識をまず持ってもらい、実際に現場で職員がNPOと接触する機会を持った時に少しでも役立てばと思っています。

あと、策定のスケジュールについては資料4に示していますが、このマニュアルについては先ほど申し上げたように、できれば来年度から実施される職員研修の場で広く活用していきたいということから、すごくタイトな時間なのですが今年度中の策定を予定しています。策定にあたっては、行政職員向けのマニュアルなのですが、行政職員だけで作ってしまうとどうしても一方的な内容だとか、先ほど基本計画の「NPOとは」という部分で、ちょっとこれはもう少し改めて書いた方がいいという御指摘もありましたように、どうしても不足するところが出てきてしまうので、できれば基本計画と合わせた形で委員の皆さんの御意見をお聞きしながら策定作業を進めたいと考えていました。

今回、この資料5の「はじめに」から「第一章」の基本的な部分について、事務局で作成した案を提示させていただいています。この案については、本来ならばこの場で御意見をいただいてというのが早いのですが、今初めてお見せしたもので短時間での審議は難しいと思います。大変申し訳ありませんが、この案をお持ち帰りいただき、お忙しいところ恐縮ですが、後日意見をいただくという形で進めていきたいと思っています。今回委員の皆様にご意見をいただいた結果については、この構成自体も変わる可能性があるのですが、策定のスケジュールも多少は変更になることも予想されますので、この点だけは御了承ください。

この意見の提出方法ですが、御意見についてはe-mailアドレスが載っている資料6として提案シートを用意しました。こちらの用紙に書いていただくのも結構ですし、メールでこれ自体を皆様にお送りし、それに訂正や付け足し、朱書き訂正でも構いませんので、どんどん自由に忌憚のない意見をいただければと思っています。提出方法につきましても、FAXやメール等、特に指定はいたしませんので、提出しやすい方を選択していただければと思っています。

また、意見の提出時期ですが、取りまとめて次の委員会でお見せしたいと思っていますので、取りまとめるこちらの都合で大変申し訳ないのですが、基本計画の提案を出すのと同じ位な期限でお願いしたいと思います。

以上で、簡単ですが策定に関する説明を終わります。

山田会長

はい。このNPOと行政の協働マニュアルは大変重要な事項だと思うのですが、今、策定の趣旨とスケジュール、検討方法、それから「はじめに」と「第一章」の原案が提示されていますが、この三つについて御意見、御質問ありましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

小澤委員

今いただいた資料で、項目立てを中心にお話ししかできないのですが、今議論があるように、基本計画の見直し自体もまだ途中の作業の中で、そうなった時に、この後例えば残っている項目の中でいろんな意見も出てくるというのが想定されると思うんですね。そうなった時に、議論が結局同じところをいたりきたりというか、基本計画が確定された中なり、もしくは一定のこの委員会の中での合意ができた中で、じゃあそれを実際に県の皆さんにマニュアル的に落とし込みという作業に入る方が効率的ではないかと。結局また同じことを計画の中で議論したりマニュアルの落とし込みのところでもまた同じことを議論ということになりかねないのではないかと思いますので、スケジュールの問題もあるとは思いますが、また、マニュアルを作ることには異議ありませんが、そういった意味でのスケジュール的な問題というか、作り方についてはそのような意見を述べさせていただきたいと思います。

山田会長

今の御提案については私も同感ですが、この二つの作業を平行してやるとかなり混乱もありますし、重複する部分もありますので、できることならもう少し基本計画での議論を進めた上で、一步遅れてこのマニュアル作りに入った方がいいのではないかと御提案だとは思いますが、そういう具合にはいきませんか。

渡邊環境生活部次長

マニュアルそのものの必要性は日に日に高まっておりまして、来年度からぜひとも使いたいという気持ちは強いんです。なので、作業の重複や混乱は避けたいと思いますので、今の小澤委員の御指摘を踏まえて時間差攻撃を考えたいと思いますが、そのような進め方でできれば基本計画の改正もできた。マニュアルもできたという欲張りな進め方を希望し

たいのですが、よろしいでしょうか。

山田会長

私としても、できればこのマニュアル自体も促進基本計画の中に位置付けられていいもののような気がしますので、そういった意味ではやはり基本計画に基づいて作られるというその精神がきちんと生きていた方がいいと思います。可能なスケジュールで何とかずらしながらやっていただければと思いますが、どうでしょうか。

木村委員

今回、第1章ということで、基本的な部分になるとも思うので、これはちょうど今回の宿題とも近いものがあると思うので、そんなに大変な作業ではないかなと私は思ったのですが。なので、極力御協力しながらやらせていただければと思います。

ただ、第3章協働形態のところでも共催というのが出てくるのですが、今回市と共催で我々はお祭りをやっているのですが、その共催というとらえ方でいろいろと問題が起きました。そういったところを考えても、早くにこのマニュアルを頂戴して、ぜひ各行政体の方にお配りいただいたり御指導いただければ、私たち一般市民としては非常にありがたいと思っています。

山田会長

というお願いですので、よろしくお願いします。

見当違いかもしれませんが、今回の趣旨は、職員がNPOと協働するためのマニュアルということのようですが、どうでしょうか。こういう協働マニュアルは両方にとって必要のような気がしますので、両方でそれぞれがマニュアルを持ち、共通の部分とそれぞれの部分とがあった方がいいような気がするんですが、それは行政が作るのではなくて、NPOも作らなくてはいけないのでしょうか。それぞれが作るということでもいいのでしょうか。

いずれにしろ、行政が用意するものでもNPOからみても適正なものであるべきだとは思いますが。策定の趣旨はよろしいですか。

それでは、この件については、基本計画の見直しとうまくリンクするような形で進めていただく。それと同時に、次年度に適應できるようなスケジュールで進めていただくということをお願いしたいと思います。ではよろしいですか。

それでは、三点目のその他に入りたいと思いますが、これはプラザの受託の選考に関わる内容等が含まれていると思いますが、これはここで促進委員会が担当すべき内容かどうかちょっと私分らないところもありましたので、きちんとしたタイトルを挙げるのではなくて、その他の中で御報告していただくように私からお願いしたものです。この解釈が正しいかどうかあとで皆様から御意見をいただきたいと思いますが、その他について事務局から御報告をお願いします。

青山NPO活動促進室長

今、山田会長からもご案内いただきましたが、報告が何点かありますが、まず一点目です。

本県の今年度の新規事業で、マネジメント・サポート事業というのがありまして、これ

には、マネジメントセミナー事業と中間支援センター・エンパワーメント事業の二つの事業があります。カラー刷りのパンフレットをお配りしておりますが、それぞれNPOに委託して実施しています。マネジメントセミナーの方がマネジメント実践講座2004というタイトルになっていますが、せんだい・みやぎNPOセンターさん。中間支援センター・エンパワーメント事業の方がNPO法人杜の伝言板ゆるるさん。それぞれに受託いただいて、事業を進めていただいています。

そのうち、中間支援センター・エンパワーメント事業についての受託団体を選考する際のお話しのことで報告いたします。

この受託団体の選考につきましては、二つともプロポーザル方式、すなわち、NPOから企画提案を公募して書類とヒアリングによるコンペにより、点数制で選考をしました。応募の段階では2団体、I I H O E人と組織と地球のための国際研究所と杜の伝言板ゆるるが応募され、3人の審査員により審査を行い、杜の伝言板ゆるるが選考され、今に至っています。

この審査過程につきまして、7月に2人の県民等の方から質問状をいただき、先般、県からその方たちに回答をいたしておりますので、その概要を御説明いたします。

二つの質問の内容の中核はあらかた同様で、その概要は、「この審査会のコンペの審査要領に全委員分の点数を集計してもっとも点数の高かった団体を委託団体とする。なお、同点の場合には委員の協議により委託団体を決定するとありますが、それに対して、ヒアリング後の点数が3点差でI I H O Eが上回っていたものを協議に持ち込み、点差を修正して同点にし、その上で杜の伝言板ゆるるに委託を決定したのではないか。それが事実か。」ということや、「そのやり方は審査要領の関係でどうなのか。適切なのか。また、その後同点になり、ゆるるに決定した根拠は何か」というのが質問の大意でした。

これについて、県の回答を申し上げますと、「審査員がヒアリング後直ちにつけた点数ではI I H O Eが上回っておりましたが、その差が僅差であったことなどから、審査員の方でよく考えようという提案がされ、各審査員それぞれの判断で自らの点数の見直しがなされたものであります。その集計の結果、両団体が同点となり、審査員の間で提案内容を十分協議し、ゆるるが選定されたということです。なお、以上のような点数の見直しは、今言いましたように、委員間で慎重に審査を行うというための最終的な集計前のもので、有効だと判断しておりますが、審査要領には、点数の確定についての不明確さがあり、結果として審査要領の運用に厳格さを欠き、不信を招いたことについては、誠に遺憾であり、深く反省しており、お詫びしていただきます。今後、このようなことがないように審査員の増員、ルールの厳格な運用、透明性の確保など、一層の審査の適正化に努めます」というのが県の回答でございます。

あともう一点質問がありまして、「このときの公開ヒアリングにおいて質問時間が守られていない」ということや、「競合する団体が相手のヒアリングに同席できたなど、公平な機会の設定がなされていなかったのではないか」などのお尋ねがありました。これについての回答を申し上げますと、「質問時間を目安として設定していましたが、実際には時間がオーバーし、団体間で時間も異なりまして、今後は時間配分の検討や時間の厳守を図ってまいります。また、ヒアリングの方につきましては、公開でしたので、応募団体も同席できたものですが、手法については今後公平性の観点から検討していきます。」ということが回答の内容です。内容の御報告は以上です。

山田会長

プラザに関わる委託につきまして、今のような経緯とそれから対応ということですが、これにつきまして御質問等ありましたらどうぞ。それから、こういう対応でよろしいのかどうかということも御意見がありましたらいただきたいと思えます。加藤さん、何か。

加藤委員

質問を出した団体の一つで、私どもとI I H O Eと両方で質問を出しています。大変残念なのは、申し訳ないけど回答が役所の文書だなあというふうに思ってしまった。まあ、いろんな問題点があるんですが。例えば、協議をして点数を変更するということを審査員が合意したとしても、場とルールを設定している事務局、プラザの館長の権限でそれを承認したのかどうかという質問がI I H O Eの質問にあるのですが、それには全く答えていないとか、そのような問題もあります。

全体として、場の同席ができた普通審査の場合、応募団体のどちらか片方が相手のプレゼンテーションを聞けるというような、助成金の審査ではありませんで、これは同一の企画で同一あるいはその質問をして対応しているわけですから、少なくとも別室で待っているというのが常識だと私は思うのですが、そういうお話しを事前に知った段階でも、それがなんでいけないのかがほとんど分からないという感じの県の対応だったので、こういう質問書を出させていただきました。それで、別室にいた人のところに、例えば先に仲間の方が携帯電話で先の対応でああいうことを聞いているからこういうことを準備しておけということをもし情報で漏らせば、誰が見てもそれはルールに決めてなくてもアンフェアなことだと私たちは分かるのですが、そういうことが可能な状況を設定してしまっているということについての自覚が県側がないということが大変な問題だと思えます。いろんなやりとりの中で、その権限がどこにあり、誰がルールを設定するのかということについて非常に曖昧な運営をしているということ指摘申し上げたのですが、結果としてルールにそういう細かいことまで決めてないのでそれは構わないのだという回答に近い文面になっているので、私はゆるるがこれを受託し、行うことそのものを否定しようとしているわけではなくて、これはもしゆるるが先に点数が高くてI I H O Eが低いということがあったとしても、私は同じように抗議をしたいと思えますし、明確にして欲しい。で、その経緯そのものをどちらの団体も問い合わせているのに、その経緯の具体的なことについて全く答えずに、結論として単に合法的であるあるいはルールに決めがないというお答えをされているので、それは大変残念なことだと。少なくとも、誠意のある回答というのは、事実をきちんと把握し、それを市民に説明した上で反省点と。つまり、問題がないのであれば改善をする必要はないのであって、クレームをつけているとか何か文句を言っている側がいるので改善をするというふうに読めるのですが。申し訳ないですが大変残念な文章ではないかなと。私どもが指摘している本意が基本的に伝わっていないのではないかと思います。このI I H O Eの文書の公表については、川北さんの了解を得ています。

山田会長

今、質問者の一人である加藤さんから、この回答は質問に充分答えていないのではないかと御指摘がりましたが、これにつきまして県ではいかがでしょうか。

渡邊環境生活部次長

御指摘のとおりだと思います。事務局の上司である次長として、そして、審査員の一人であったものとして、今回のことは大変申し訳なかったと思っております。申し訳ございませんでした。

ただし、その前提として、情報をもっと公開せよとおっしゃるので、二三、説明をさせていただきますが、4人の審査員を公表しておりましたが1団体が事故でキャンセルとなり、さらに公表していた1人が事情があって急遽別な方になり、その3人で審査したという前提があります。また、審査途中で、いくつかの事故もありまして、協議の必要性を審査員3人とも感じていたことは事実でございます。ただ、審査要領に、同点の場合のみ協議ということで、採点で上位を占めたものに決定ということになっていたことからしますと、非常に不明瞭であったと思いますが、150点満点中3点差でI I H O Eがゆるるを上回っており、1人の委員がI I H O E、1人の委員がゆるる、もう1人の委員が同点という3人3様の審査結果であったということもありまして、よりよい審議結果をするために協議をいたしました。事務局に関していえば、それはルールに違反するという指摘がありました。なので、事務局に責めはございません。審査員の責任と考えております。そのことは、最初申し上げたとおり、I I H O Eの川北さんからも、結果についてはこれでいいと。ただ、大変ルールと違う不明瞭な点があったことは説明して欲しいというお電話もいただいておりますので、結果についてよしとしていただいたことに感謝をし、また、講師として御協力をいただいていることにも感謝をしつつ、間違いを犯したことにしましては、私は皆さんに率直に詫言いたいと思います。

N P Oと県の協働又は支援の拠点でありますプラザにおきましては、様々な事業の委託、運営から調査から、業務の委託がございます。それから、ブースやショップやレストランをお貸しするという事業もございます。また、これは県全体の事業ですが、県全体というのはN P O活動促進室も併せての事業ということですが、みやぎN P O夢ファンドというせんだい・みやぎN P Oセンターと御協力をいただきながら協働している事業ですけれども、これら全部の様々な選考の結果、漏れたところからいつも抗議文や質問文をいただいております。そのたびに私どもは、身を処して改善の努力をしているつもりですけれども、発展途上でございますので、これからもぜひ御指導いただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

山田会長

どうもありがとうございました。今の御回答の内容は、この質問書の回答に充分表現されてないような気がします。この回答書というのはこれでもうおしまいなんでしょうか。何か補足回答みたいなのがもし可能であれば、今のお話しは少し入れていただく必要があると思います。それと、もう一つ、先ほど加藤さんから意見のあった質問時間とか傍聴の検討については何か触れられていないような気がしますが、そこを少し補足いただければと思います。

渡邊環境生活部次長

後段の質問に関しては館長から答えてもらいたいと思っておりますが、足りない部分を再回答

するつもりはないかという件につきましては、御質問者から再質問があれば可能な範囲で回答したいと思います。

それから、I I H O E の川北さんも結果は了承しているというお話がありますが、審査は、本当に一生懸命協議をして、こうだから今回はゆるるにお願いしようになったポイントをいくつか申し上げます。

研修の中身は、I I H O E は非常に高度であると。ただ、高度すぎて現場が消化しきれぬだろうかという懸念が出たということ。それから、企画の日程が、こちらが予定している8月9月は平日でしか行えない。もし、スタッフや理事が参加しやすい休日を望むのであれば、10月以降でなければ調整できないという日程上の都合。それから、一部の事業を、これは東京からコーディネートしてくださるわけですからもっともな部分もありますけれども、協力団体に再委託をする必要があるということ。また、若干ではございますが、会の規約と異なる経理、決算の剰余金は次年度事業に繰り越すということについて、収支計算書と財務諸表が欠けていたために、そのことが書類の中からきちんと見えないというようなことがございまして、今回はマネジメント力を中間支援センターにつけていただくという意味でもいかがかということ。これらが主な理由でございまして、最終的な決着に至ったということを申し述べさせていただきたいと思っております。後は、館長からお願いします。

武田みやぎNPOプラザ館長

私から、今次長が説明いたしましたそれ以上のことを説明する言葉を持ち合わせておりませんので、これでマイクを渡したいと思います。

木村委員

今回のこの審査においては、実は石巻NPOセンターの私どもの仲間である後藤副代表が関わらせていただいておりますし、これについては私どもも連帯責任であるというふうに深く反省をいたしておりますし、なお、今、次長から御説明がありましたが、そのへんの経緯も、私どももセンターの理事会で伺わせていただいております。そういった意味では、説明が不十分であったりとか、そういう経過の中で、いくつかのプロセスの中で御指摘いただいた問題があったということで、うちの方の石巻NPOセンターとしても深く反省をいたしておりますので、この問題についてはできればそろそろおしまいにしていただけないかなと。といたしますのも、実は、石巻のセンター内でも後藤副代表が責任をとって理事を退くとか、そういったような問題にまで至っておりますし、非常にセンターでも大変に実は困っております。そういったところも含めまして、なんとか。たまたま私どものセンターでは、その日に都合の良かった後藤副代表にその審査員をお願いしたような経緯もあったものですから、そういったところでなかなか私たち自身のそういう、例えばですけれども、審査員という重責の選考であるとか、人選についても深く反省をしておりますので、なにとぞこのへんでお願いしたいと思います。

大久保委員

当事者として、私たちはとても残念に思っています。まず、質問したいと思います。この事実は、せんだいみやぎNPOセンターの事務局通信で皆の事実として知ることとな

りました。なぜ、この具体的な点数が、我々にしかこない部分について、そして、その経緯が加藤さんのところで分かったのか、それをぜひここで話しただきたいと思います。

それと、実は、あのニュースをうちのスタッフが見て、非常に悔しがっております。あのような書き方をされると、私たちは「ああ。そういう団体だったのか。」というふうにとられてしまうというふうにショックを受けております。私たち理事としては、後は結果で示すと思っておりますので、きちんと活動しようと思っておりますけれども、どうも一番最初のところのニュースソースというところがもう少し明らかにしていただきたいかと思っております。

加藤委員

ゆるるさんにそういう意味での御迷惑をかけることになったということについてはお詫びをしたいと思います。ニュースソースは、了解をいただいておりますが後藤さんです。後藤さん自身がお話しされ、それを説明しろと言われればどこの場に出て行ってもするというふうにお話しされたので、あくまで審査をされた立場で本心から納得をしていないためにこういうお話しが出たのだと思います。

私は、この審査に問題があるという言い方よりは、できれば、今、次長が説明したように、同点であるからゆるるに決めたという通知だけをするのではなくて、今言った経緯がきちんと含まれている審査の報告というのを関係者にされれば、基本的にこういう問題は起きないというふうに思いまして、その情報の出し方の問題が大きいのではないかと。それは、私どもは6月の時点で、館長と次長にお話し申し上げていましたので、そのあと、対策が素早くとられていれば、少なくともこういうふうには、通信に書こうというふうには思わなかったということです。

追加で言えば、今、御回答いただいたことに私自身は納得しないわけではございませんので、それはそれで、その経緯そのものがきちんと、つまり、そういう状態で決めたのだということ公表するというのも審査委員会のあり方として通例になっていただきたいなど。点数を誰が何点つけ、後で変更したのであれば、やはりその理由を付けて、そして、同点であってゆるるにしたと。同点にする経緯の理屈が今の理屈なのか、同点になってなお今の理屈でゆるるを選ぶのかというと、同点にした経緯と、それから今の理屈で最後に同点だからゆるるを選んだという説明が、それではまだ判然とはしないですね。ですから、それは説明できるように審査員はやはり要求されているという態勢を事務局としては援助して欲しいということで。もう一つは、他の審査会でもこういう感覚であるという話も別に聞きましたので、いろんな意味での審査が改善されることを望んで問題提起をしたと。

但し、それが、ゆるるさんが今言ったように、別な目で見られるという件については、まったくおっしゃるとおり。そこまでは配慮しなかったことはお詫びしたいので、次の通信で必ずその件については補足をして、今の事実を報告したいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

山田会長

それでは、三点ほどにまとめさせていただいてこの話は終わりにしたいと思います。

一つは、こういう審査のあり方について、もうすこしきちんと整理をして、望むべきではないかと。これは審査会、審査員のマナーという言い方でいいのかどうか分かりません

けど、それも含めて。それから事務局の対応の仕方、もう少し整理をして望むべきではないかということ。最近、どうも審査会に慣れてしまって、あまり準備や再確認をしないまま審査に望むということもあるような印象を受けますので、もう一度審査の有り様についてきちんと再確認をした上で、適正な審査が行われるよう再確認すべきだというのが一点目だと思います。

それから二点目は、今、最後に加藤さんが言われたいろんな事情で紆余曲折がある場合があると思いますが、それに関してはきちんと経過を説明していくというのが大事だろうと思うのです。そして、それをきちんと社会に問うということをしていく必要があるのではないかと思うというのが二点目です。

それから、三点目は、今のことも多少関わりがありますが、やはり意見書が出るということは、ある意味では問題提起、ある意味ではアドボカシーでもあるわけで、これに対しては、やはりきちんと答えていくという姿勢をお互いに持つべきではないかと思います。もし、追加の質問が出た場合には、それに対応するような形でお答えしていくことが県民からの信頼を得られるということにもなるかと思っておりますので、ぜひそういう対応をお願いしたいという三点にまとめて終わりにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

藤田副会長

事情をあまりよく知らない者としましては、なぜこういう問題がこの場で話し合われるのか、ちょっと合点がいかないんですね。というのは、こういったことがありましたよということで一つの報告として出したところが、たまたま当事者であった2団体がいたのでその説明がなされたのかなと捉えておりますが、ここは、もっと大きく、これからNPOを促進するためにはどうしていくかという話し合いですので、あまり細かいことにとらわれなくてもいいのかなというのが一つと、ただ、こういうふう意見書が出て、その対応をどうしたかというのを評価したり、チェックする機構が必要なのかしらというふうにも思いました。まあ、本当にこのへんで、終わりにしたらいいかなと思います。

山田会長

まとめていただいたのですが、この議題をどういう形でこの促進委員会にお出しただくかということについて、私も大変迷いました。ここで、規程をもう一回見ようかなというふうにも思ったのですが、結局見なかったのですが、NPOが適正に促進されるために必要な検討をしていくということでここで御報告をいただきましたが、今、藤田委員が言われたとおりだと思いますので、先ほどまとめさせていただいた三点で今後の適正な対応を進めていただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この三番目のその他については、他にもまだたくさんありますね。では、他の件、よろしくをお願いします。

青山NPO活動促進室長

実は、さっき報告を一つ言い漏らしてまして、時間もないので、内容の説明は省略しますが、今、県でやっている事業の経過説明という一環なんですけど、さきほどマネジメント・サポート事業のチラシをご覧くださいという話は申し上げました。あのとおり進んでおります。2団体さんにいろいろやっていただいております。

それで、もう一つですが、資料7に県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業の資料をつけましたので、すみませんが後で御覧ください。これは、県の遊休施設をいくつかNPOから利用希望や利用計画を募り、NPOを選考してお貸しするという事業で、この説明は前にしましたが、これにつきましては、現在施設の絞り込みとか貸付スキームの検討をしております。その貸付スキームの検討などをさせていただくために委員会を立ち上げています。増田聡東北大学大学院の先生を会長とした5名の委員会で動いています。後ろにありますとおり、今後、来月以降この委員会を開催したり、10月には施設をお示ししてNPOからの公募を始めます。そういう状況で進んでいるという報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、次回の日程調整をさせていただきたいと思います。実は、今回は元々の予定では基本計画の続きの議論ということで、第5章。これにつきましても提案シートなりに書いていただいたものを事前にこちらが集約してたたき台を作り、委員会当日に議論するという形にしたいと思っています。そうすると、今日の1章、2章の御提案もあり、5章の御提案もあり、マニュアルの御提案もありということで、日程的に近くしてしまうとかなり委員さんの方もきついのではないかと正直言って思うんです。本当は、もともと9月とは思っておったのですが、実は9月中盤からこちらで議会に入ります。議会中はこちらで動けない部分があると思いますので、議会あけの10月中旬くらいかなと思いますが、そのあたりなら1ヶ月くらいありますので、皆さんの作業も割と大丈夫なのかなと思うのですが。そのあたりの時期でよろしいですか。恐らく議会は10月13日には閉会になりますので、その日以降くらいでどうでしょうか。

山田会長

次回、10月13日以降ですね。例えば10月15日は何かありますか。また、次の週の18日か19日になってしまうと遅いですか。

15日か18日のどちらかで、なるべく遅い時間で。では、15日の3時からということで、5時を過ぎることを念頭に置いていただくということで。

青山NPO活動促進室長

はい。では10月15日金曜日の午後3時から2～3時間ということで設定させていただきます。よろしく願いします。

それで、先ほどの1章、2章の部分を電子媒体で送りますし、5章についてもいい議論をしていただきたいということで、これも電子媒体で原稿をお送りします。いっぱいになってしまいすみませんが、1章、2章、5章について提案をいただければと思います。

山田会長

間が空きますので、適切な進行管理をお願いします。

青山NPO活動促進室長

場合によっては節目節目で、どうなりましたかという御案内をさせていただきますので、よろしく願いします。

山田会長

以上でよろしいですか。今日はいろいろ込み入った議論もありましたがありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

事務局

以上を持ちまして、第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。